雇用保険の失業給付手続きに行かれるときは･･･

●ハローワークに持参していただくもの

1．雇用保険被保険者離職票－１、２

離職後2週間過ぎても書類が届かない場合はハローワークへ相談ください

2．運転免許証　または　個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）カード
　または　住民基本台帳カード（写真つき）のいずれか

※これがない場合は次のイ～ハのうち<u>２種類</u>

イ．旅券（パスポート）

ロ．住民票記載事項証明書（住民票（写）・印鑑証明書）

ハ．国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）

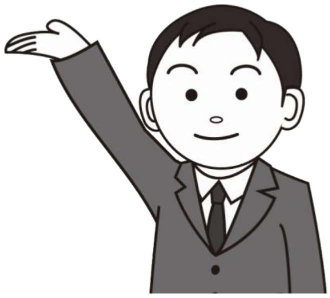

3．個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）カード　または　(個人番号)通知カード

4．通帳　※本人名義のもの

5．写真（たて３ｃｍ×よこ２．４ｃｍ）**<u>２枚</u>**

※本手続き及び今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードの提示をする場合には写真を省略することが可能です

※高年齢求職者給付対象者は１枚

6．障害者手帳等（交付を受けている方のみ）

（注）2、3についてはコピー不可（原本が必要です）

●ご注意ください！

すでに再就職先が決まっている方や、今すぐ働くことのできない方は、雇用保険失業給付の手続きはできません。なお、病気や出産などで働くことのできない方は、受給期間の延長ができる場合があります。 詳しくは、交付された離職票に添付してあるリーフレット「離職された皆さんへ」をお読みください。

※原則　金沢市の方はハローワーク金沢でお手続きください
　　　　内灘町在住の方はハローワーク金沢でも手続きできます
　　　　その他の地域在住の方は各管轄のハローワークでお手続きください

ハローワーク金沢

〒920‐8609

金沢市鳴和１－18－42 TEL（076）253－3038